

北海道における緊急事態措置

令和3年5月15日

実施内容

国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、これ以上の新型コロナウィルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法第24条により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

なお、全道を緊急事態措置の対象とし、特定措置区域については、より一層の強い対策を行う

対象区域

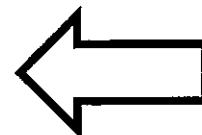
特定措置区域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、
小樽市、旭川市

措置区域

特定措置区域以外の市町村

中標津町はこちらに
該当します



期 間

令和3年5月16日(日)～5月31日(月)

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

措置区域

期 間

令和3年5月16日(日)～5月31日(月)

要請内容

(外出の際は)

- ◆不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。
加えて、特に日中、週末の外出を控える。

(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える(特措法第24条第9項)

(飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控える(特措法第24条第9項)

- ◆「黙食」を実践する(食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用)(特措法第24条第9項)

- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える(特措法第24条第9項)

【飲食店等への要請】

措置区域

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

対象施設

【飲食店】 飲食店(宅配・テイクアウトを除く)

【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

【結婚式場】 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請内容

- ◆営業時間は5時から20時まで(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は
11時から19時まで(特措法第24条第9項)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【飲食店等に対する協力金の国の基準額】

中小企業:1日あたり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円

大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

【事業者への要請・協力依頼】

措置区域

期間

5月16日(日)～5月31日(月)

要請・
協力依頼
内容

- ◆職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す(協力依頼)
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する(協力依頼)
- ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する(協力依頼)
- ◆交通事業者においては、感染防止対策を一層徹底する(協力依頼)
- ◆1,000m²超の集客施設については、営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討する(協力依頼)